

尾道地区台風等災害防止要綱

尾道地区台風等対策委員会

1 総 則

この要綱は、尾道糸崎港及び港則法適用港である瀬戸田港、佐木港、重井港、土生港に台風及び発達した低気圧等の異常気象並びに津波（以下「台風等」という。）の襲来により海難などの海上災害の発生が予想される場合、その災害を防止し、船舶交通等の安全を確保することを目的とする。

2 警戒体制及び情報伝達・収集

- (1) 尾道地区台風等対策委員会(以下「委員会」という。)は、尾道糸崎港及び港則法適用港である瀬戸田港、佐木港、重井港、土生港に台風等の襲来により海上災害の発生が予想される場合、尾道糸崎港長又は尾道海上保安部長（以下「港長等」という。）に船舶に対する警戒体制の発令を助言する。
- (2) 港長等が発令する警戒体制は、第1警戒体制(荒天準備)と第2警戒体制(避難勧告)である。
- (3) 警戒体制の情報伝達は、別表1「尾道地区台風等対策委員会 連絡系統図」により行う。
- (4) 船舶は、リアルタイムな情報を把握するため、テレビ・ラジオ等のマスメディアの情報収集に努めるとともに、VHFを常時聴取し、AIS情報も有効に活用する。

3 警戒体制の発令基準及び措置事項

(1) 台風の場合

イ 第1警戒体制(荒天準備)

第1警戒体制(荒天準備)は、尾道糸崎港及び港則法適用港である瀬戸田港、佐木港、重井港、土生港が、原則として台風の風速15m/s以上の強風域に入る恐れがあると判断された場合に発令される。

発令時期は、強風域に入る6時間前までに発令される。

ただし、最大風速40m/s以上の暴風域を伴うおそれのある場合には、第1警戒態勢を前倒しし、24時間前までに発令する。

【船舶等が措置すべき事項】

- ① 船舶は、台風の動向に留意して乗組員を待機させ、船舶代理店等関係機関と連絡を密にして荒天準備を行うほか、必要に応じて直ちに運航できるよう体制を整える。
- ② 旅客船、カーフェリーは、予定航路の気象状況の把握に努め、運航基準を厳守

する。

- ③ 荷役中又は荷役準備中の船舶は、早急に荷役を完了するか、緊急を要する場合以外は荷役を見合わせる。
- ④ 工事現場においては、荒天準備を行い資器材の流出防止措置を講じるとともに、作業中の船舶は、早急に作業を完了するか作業を一時中止し、速やかに避難準備をする。
- ⑤ 木材水上荷卸し作業、又は木材燻蒸作業中の船舶は、早急に作業を完了するか作業を一時中止し、速やかに避難準備をする。
- ⑥ 係留施設の管理者は、当該施設にある資機材等の海上への流失防止を講じる。
- ⑦ 超大型台風接近時（第1警戒態勢前倒し発令時）の早期避難については、できるだけ台風の影響の少ない海域へ、十分な時間的余裕をもって避難する。
避難するか否かの判断、避難先については各船長の判断によるものとし、早期避難を要しない船舶については、前倒し発令時においても従前どおりの措置対応としても差し支えない。

□ 第2警戒体制（避難勧告）

第2警戒体制（避難勧告）は、尾道糸崎港及び港則法適用港である瀬戸田港、佐木港、重井港、土生港が、原則として台風の風速 25m/s 以上の暴風域に入る恐れがあると判断された場合に発令される。

発令時期は、暴風域に入る 6 時間前までに発令される。

【船舶等が措置すべき事項】

- ① 港内にある大型船舶及び危険物積載船舶は、原則として港外の安全な場所へ速やかに避難する。
(注) 船舶が避難勧告に応じない場合で、港長等が必要と認めるときは、港則法第 37 条等の規定に基づき退去等を命じられることがある。
- ② 港内で避難する船舶は、自船の状況や気象・海象状況などに警戒しながら避難する。
- ③ 荷役及び各種作業中の船舶は、直ちに安全な場所へ避難する。
- ④ 貯木場管理者及び木材関係者は、木材流出防止のための厳重な見回りを行うなど監視体制を強化する。
- ⑤ 係留施設の管理者は、係留船舶の状況及び当該施設にある資機材等の海上への流失防止のための厳重な見回りを行うなど監視体制を強化する。

ハ 警戒体制の解除

警戒体制の解除は、台風の影響圏外となり次第に平穏となるものと予想された場合に発令される。

(2) 発達した低気圧等の異常気象の場合

港長等が発達した低気圧等の異常気象により尾道糸崎港及び港則法適用港である瀬戸田港、佐木港、重井港、土生港において海難等の海上災害の発生が予想されると判断した場合には、本要綱2項及び3項(1)に準じた措置がとられる。

(3) 津波の場合

気象庁から広島県沿岸に津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表された場合、港長等から下記イ、ロのとおり警戒体制が発令されるが、時間的に余裕がないことも考えられることから、船舶は津波注意報、津波警報又は大津波警報を入手した場合、警戒体制の発令を待つことなく、速やかに第1又は第2警戒体制発令時と同様の避難措置を講じるものとする。

当該措置に際して、船舶は、人命の安全を第一に考え、安全サイドに立った措置を行うものとし、津波到達までに時間的余裕がある場合は、港外避難等を主眼に置いて措置し、また、津波到達までに時間的余裕がない場合は、まず、乗組員・乗客・作業員を陸上の安全な場所に避難させることを念頭に置き対応するものとする。

イ 第1警戒体制(注意喚起)

第1警戒体制(注意喚起)は、気象庁から広島県沿岸に津波注意報が発表された場合に発令される。

【船舶等が措置すべき事項】

船舶は、つぎのとおり避難措置を行うほか、別表2「津波への船舶対応表」を参考に対応する。

なお、自主的に第2警戒体制(避難勧告)に準じて避難することを妨げるものではない。

- ① 船舶は、直ちに荷役の中止、乗組員の帰船及び乗客の安全確保等の措置を講じるとともに、避難準備として機関の運転ができるようにする。
- ② 岸壁係留中の船舶は、係留索を長くし、増しもやいする等必要な係留強化措置を講じる。
- ③ 危険物荷役中の船舶は、前記の対策をとる他、必要な危険物安全措置を講じる。
- ④ 工事現場及び貯木場の関係者は、可能な限り、資器材、木材の流出防止措置を講じる。

ロ 第2警戒体制（避難勧告）

第2警戒体制（避難勧告）は、気象庁から広島県沿岸に津波警報又は大津波警報が発表された場合に発令される。

【船舶等が措置すべき事項】

船舶は、つぎのとおり避難措置を行うほか、別表2「津波への船舶対応表」を参考に対応する。

① 船舶は、原則として港外の安全な海域に避難する。

ただし、岸壁係留中で時間的に避難できない船舶については、係留強化を行う等、可能な限りの保安対策を講じる。

また、錨泊船、浮標係留船舶で、津波到着予想時刻までに揚錨し、避難するに十分な時間がとれない船舶については、錨泊、係留した状態で機関を準備し、必要に応じて使用することにより津波に対応する。

② 工事現場及び木材貯木場の関係者は、直ちに陸上の安全な場所へ避難する。

③ 係留施設の管理者は、関係船舶等がすみやかに港外退避できるよう可能な限り出港準備に協力する。

ハ 避難海域

避難海域は、沿岸部、島嶼部からの距離、水深、津波到達までの時間及び輻輳状況を考慮する。

また、避難海域での避泊に際しては、尾道糸崎港への出入港船の通航路、備後灘の推薦航路及び海岸線から十分な離隔距離（航路（推薦航路含む）：700m、海岸線：500m）を確保する。

ニ 出港船の順序

出港準備の整った船舶から順次出港することを原則とするが、2次災害の危険度等を考慮して、危険物積載船、水先人を必要とする大型船舶が出港する場合には、これらの船舶を優先する。

ホ 警戒体制の解除

警戒体制の解除は、気象庁が津波注意報、津波警報又は大津波警報を解除した場合に発令される。

また、船舶は、警戒体制が解除された場合、漂流物及び港湾施設の被害等の安全確認をして航行する。

ヘ その他

① 津波は、繰り返し襲ってくるので、津波注意報、津波警報又は大津波警報解除

まで措置を継続する。

- ② 避難に要する時間は、(a)避難準備に要する時間（機関用意、乗下船と荷役・作業中断の所要時間等）と(b)安全な海域までの移動時間であり、船舶は入港の都度、両者を把握するよう努める。

附 則 この要綱は、令和2年6月15日から実施する。